

03/07/04 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会第5回議事録

第5回
厚生科学審議会生活衛生適正化分科会
議事録

厚生労働省健康局生活衛生課

第5回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会会議次第

日時：平成15年7月4日（金） 午後2時00分～3時08分

場所：厚生労働省（19階） 専用24会議室

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) 分科会長選任及び分科会長代理の指名
 - (2) 審議
美容業、理容業、クリーニング業、興行場営業及び飲食店営業（すし店）
の振興指針の改正における生活衛生適正化分科会の運営について
 - (3) その他
3. 閉会

〔事務局〕 厚生労働省健康局生活衛生課 皆尾・松野
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL 03（3595）2301 [ダイヤルイン]
FAX 03（3501）9554

○皆尾補佐
定刻になりましたので、ただいまから「第5回厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」を開催させていただきます。
座長が決まるまでの間の司会進行を事務局で務めさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。
本日は、委員総数23名のうち、欠席の御通知をいただいておりますのが5名です。2名様が遅れられているようです。現在、16名の委員の方が御出席で過半数に達しておりますので、厚生科学審議会令第7条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことを御報告いたします。
本分科会の開催に当たり、高原健康局長より挨拶を申し上げます。

○高原局長
健康局長の高原でございます。生活衛生適正化分科会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。
初めに、委員の皆様方におかれましては、日頃より生活衛生行政の円滑な推進に御理解と御協力をいただいておりますところでございます。この場を借りまして厚く御礼申し上げます。
また、1月10日付で委員の改選が行われてから初めての開催でございます。一部委員の交代がございました。新たに小原委員、小宮山委員、田山委員、原委員、柳澤委員に当分科会に御参加いただくことになりました。よろしくお願申し上げます。
本日は、分科会長選出など、この会の組織についての御審議をいただいた後、本年度の振興指針の改正を予定しております。美容業、理容業、クリーニング業、興行場営業及び飲食店営業のすし店、計5業種について御意見を伺う予定としております。生活衛生営業の振興指針は、各都道府県の生活衛生同業組合が振興計画を策定するための基となるものであり、委員の皆様方の熱心な御議論をお願い申し上げます。
生活衛生関係営業は、国民の日常生活に密着した営業として、国民生活の向上に重要な役割を果たしております。同時に、小規模・零細な事業所が多い業態であり、社会と経済の大きな変化の中で、経営革新を進めながら、時代の変化に即した役割を担っていくことが求められております。厚生労働省といたしましても、大変厳しい財政上の制約等々ございますが、生活衛生関係営業の振興を重要課題と考え、予算、融資、税制、各方面から今後とも最大限の努力を続けてまいり所存でございます。委員の皆様方におかれましては、生活衛生営業の発展のために一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○皆尾補佐
次に、委員紹介を進めさせていただきたいと思っております。
本年の1月10日付で新たに厚生科学審議会生活衛生適正化分科会の委嘱が行われてから、本日が初めての会合ですので、委員の先生方を御紹介させていただきます。先生方におかれましては、御着席のままで結構でございます。五十音順にお名前と職名を御紹介申し上げます。お手元の資料で、会議次第の次に本日の説明資料がございます。表紙をおめくりいただきますと、1ページ目に分科会の委員名簿がございます。これに基づきまして、簡単に御紹介申し上げます。
入口側の奥のほうからでございます。最初に、安藤輝男様は全国氷雪販売業生活衛生

同業組合連合会の理事長です。
井原哲夫様は、慶応義塾大学商学部の教授です。
井元弘様は、全国食肉販売業生活衛生同業組合連合会の会長です。
鵜飼良平様は、全国麺類生活衛生同業組合連合会の理事長です。
大澤義行様は、全国社会福祉協議会の理事です。
長見萬里野様は、日本消費者協会の参与です。
片岡千鶴子様は、サービス・ツーリズム産業労働組合連合会の男女平等等局長です。
加藤真代様は、主婦連合会の副会長です。名簿のほうに参与となつてございますけれども、6月の総会です。代わられたところで、名簿のほうを御訂正願いたいと思います。次に、木村政之様は、公共衛生の教授は、今日は御欠席です。
名簿にございます小原健史様、全国旅館生活衛生同業組合連合会の会長は、今日は御欠席です。
列が変更まして窓側でございますが、奥のほうからでございます。小宮山健彦様は、全国生活衛生同業組合中央会の専務理事です。
名簿にございます佐藤和代様、城西国際大学経営情報学部の教授は、今日は御欠席です。
次に、高橋公様は、日本労働組合総連合会の社会政策局長です。
次に、高橋元彰様は、全国生活衛生同業組合中央会の副理事長です。
名簿にございます山田輝明様、早稲田大学の常任理事は、本日は御欠席です。
次に、原恒子様は、全日本美容生活衛生同業組合連合会の常務理事です。
次に、原田一郎様は、東海大学教養学部の教授です。
名簿にございます升本由美子様は、日本生活協同組合連合会の常務理事でございますが、本日は御欠席です。
次に、松田鈴夫様は、国際医療福祉大学の教授です。
次に、安田雪様は、元立教大学助教授です。
次に、柳澤健一郎様は、日本医療保険事務協会の理事長です。
米窪千加代様は、全国地域婦人団体連絡協議会の理事です。
以上、簡単でございますけれども、委員紹介をさせていただきます。
申しわけございませうが、高原健康局長は所用のため、ここで退席させていただきますが、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。
(高原局長退室)

○皆尾補佐

審議に入ります前に、分科会の所管や運営方法について簡単に御説明申し上げます。後段の4号までアンダーラインを引いてありますが、厚生労働省設置法の第8条、後段の事務をつかさどるというところを、「厚生科学審議会は、次に掲げる法律の規定により、その権限に属せられた事項を厚生科学審議会として審議する」という規定になっております。さらに1枚おめくりいただきます。政令の規定ですけれども、「審議会の中に分科会を置く」という規定がございます。第5条ですけれども、表の形の短冊になっていまして、規定されております。その所掌事務といたしまして、生活衛生関係営業に関する重要事項と法律の規定による審議会の権限に属せられた事項について審議することになります。具体的には、7ページをお開きいただきたいと思っております。最初に「重要事項を調査審議する」と書いてありまして、次に、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づきまして、適正化基準、標準営業約款、公正な競争状態の判断基準、あるいは料金または営業方法の制限等について処理することとなっております。また、適正化規程なり適正化基準、あるいは料金または営業方法の制限関係では、しばらくの間、審議してはいただけないわけですが、本日も、御論議していただきます振興指針にしましては、(6)の一番末尾の行でございますけれども、「振興指針の策定に関する」として規定されております。これら審議対象に関する法令上の規定に關しての御説明でございます。
審議会の組織に關しましては、戻りまして資料の4ページでございますが、上から3行目の政令の第5条第3項をご覧ください。アンダーラインを引いていまして、分科会に属する委員の互選により選任するけれども、分科会の選任規定がございまして、第5項では「分科会長があらかじめ指名する者を代理とする」という趣旨の規定がございまして、これによりまして、本日はまず分科会長と分科会長代理を御選出していただくことで取り進めたいと思っております。
厚生科学審議会の本体とこの分科会の関係でございますが、これにつきましては、5ページにございます運営規程の第4条をご覧ください。これは、厚生科学審議会の決定でございますが、「分科会及び部会の議決は、審議会全体の会長の同意を得て、審議会の議決とすることができるとなっております。この場で御論議いただくことは、厚生科学審議会の会長の同意があれば、審議会本体の議決とすることができるとなっております。以上、この分科会の審議対象、組織、運営方法について簡単に御説明を申し上げます。
続きまして、先ほど御説明いたしました厚生科学審議会令第5条第3項の規定によりまして、分科会長を委員の皆様の互選によりお決めいただきたいと思っております。どなたか御推薦ございませうでしょうか。

○木村委員

前回の任期中も会長をお務めいただきました井原委員に引き続きお願いできればと思いますが、いかがでございませうか。
(「異議なし」の声あり・拍手)

○皆尾補佐

(井原委員、分科会長席へ着席)

(原田委員、分科会長代理席へ着席)

[illegible]

○井原分科会長

ただいま当分科会でされます審議の内容と、それから、これからの手続ということについて説明をいただきましたが、この点に關しまして何か御意見がございますでしょうか。

○井元委員

当考と本にううたるほにくだう緒るつよ一あたじとがう同化章でと齡文しす全高の離ま・化してをざ心子と迎ご安少化のでう、子を上いば少。以でらほう。界か化ろす。世し子だますの、少るい食が。あざにすかがごさでう章でまのど文とやるかのこ今ける者うてい齡いは出い高とのではかいうアっにいべま者なとし齡し化にて高齡事し、確高何にし、明・は章すり子れ文まよ少こてい、にえ思が、

○井原分科会長

わかりました。そのときの具体的な業種に関して審議をする場合に、それを分けたほうが適切である場合には分けて考えていくと、そういう考え方でよろしゅうございますか。

○井元委員

はい。

○芝田課長

十分反映させていただきたいと思います。

○加藤委員

とんそ 調い
ださをと おて
け皆議こもれ
わの審なでら
れ合が、要うせ
さ組すにのろ
試るでめ所い
回れのた役ろ
今さうのも、い
が用思そも、す
の活と、どやま
うをうがれ点い
いれろすけ題思
とそだまう問と
義、のいよらい
意もる思しかた
のかいとでれき
のとしてだす、た
こ、し構出、た
たい指結もタい
しな目はら一し
をのをとかで出
しだのこ界的お
直むもう業値に
見、ない、数分
の、うとに、十
方的よとに状を
仕率いすぐ現タ
の効すに態な一
討にや速業うデ
検常に迅各よた
の非用・けるつ
針。活潔だいい
指すも簡るうい
、でてにきつそ
、年のううでな
昨うとよ、に声
思にのはべる

○芝田課長

まず、簡単なデータにつきましては御披露したいと思っております。また、当然、検討会の後、より詳しい、いろいろな実情等について御説明をさせていただくことになるかと思います。

○高橋（公）委員

先ほど加藤委員からも話がありましたように、去年、食鳥肉の議論はなかなか活発

5/9

○井元委員

これは、この後、委員会で具体的なことを論議するというのがあるのですか。

○井原分科会長
はい。検討会で。

○井元委員
今日ではなくて、この後・・・。

○井原分科会長
はい。先ほど説明がありましたが、議事次第の21ページです。こういう流れでもって検討を行います。

○井元委員
そうすると、具体的なことは次回ぐらいのほうがいいですね。

○井原分科会長
分科会に検討会で検討していただいた結果が上がってまいります。そこで具体的に御意見をいただいてもよろしいかと思います。

○井元委員
わかりました。

○井原分科会長
今のうちに何か御要望等があれば。

○井元委員
非常に細かいことだけに、今この場で出したらちょっと早過ぎはしないかなと。

○井原分科会長
わかりました。

○加藤委員
検討会の回数も余り多くない上に、委員のバランスの問題もなくもないと思いますので、それぞれの立場からできるだけ現状はこうだけれども、こういうふう to 考えるといったような御意見とか御要望などは検討会のほうにどんどん出していただいで、検討会はそのも参考にさせていただきながら検討するという方向はいいかなもののでしょうか。

○井原分科会長
はい。出していただければ、恐らく検討会のほうでも検討がしやすくなるのではないかと思います。それは、ただいまお気づきのことがあれば言うていただいても結構ですし、事務局のほうにそういう御意見を出しておいてくだされば、それが検討会上がってきて検討の材料になっていくだろうと思います。

○加藤委員
それから、資料の説明で質問ですけれども、2つばかりありまして、13ページのクリーニング業のところでは法人が増えているとか、それから興行は当然だと思うのですが、法人といたった場合、法人の実態ですが、いわゆる今までの事業者が個人営業が法人形態をとっているのか。それとも、いわゆる新規参入で商社などがこういう形に入ってきているのかとか、資本の実態を知りたいというふうに感じます。
それからもう1つは、15ページのシネコンでも、国内資本の場合は組合員もいるとおっしゃいましたけれども、外国資本の場合は組合に入っていないのでしょうか。このあたりのいわゆる法人といたった場合の実態というのは、審議の場合には非常に必要なデータではないかというふうに感じております。

○芝田課長
今、十分お答えできる材料がなくて恐縮でございますが、クリーニングはそんなに新規参入があるとも聞いているのですけれども、むしろうまくいかれた方が法人化したってチェーン店を展開する。その中でも、当然、組合員でいらっしゃる方も結構いらっしゃるわけでございますが、そうでないものもございいます。例えば最大手の白洋舎も、一応、組合員にはなっていないところでございます。興行場も、そういう法人も含めて、シネコンも含めて、比較的御参加いただいでいるようございいます。スクリーン数に応じて会費を払うというような形をとっていらっしゃるようございいます。もちろん入っていらっしゃる部分もあるというふうにお聞きしております。

○米窪委員
さっき井元さんがおっしゃいましたけれども、私も、生活に密着した問題ですので、わりに関心を持っているところが多々あるのですけれども、一応、たたき台をいただいた中でまだ検討するところがあるので、それが見えてこないところも多いかもしれませんが、ここで1つ2つ出してはならないかと思っておりますので、今日いただいた資料の中で、こういうことを付け加えたいとか、現状としてはこういうことがありますよというようなことは、いただいた資料といってもこれだけですがけれども、その中で、その他資料ではないほうの中で思うことがありますので、そういうことは事務局のほうに出していただいと分科会長さんはおっしゃいましたけれども、いつでもファックスで送っていいのかなのか。その辺があいまいですので、もう少し具体的にさせていただいて、みんなの意見や何か聞いた中で出したいと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○芝田課長
それはそういうことで、例えばいつでも結構でございますけれども、まだ検討会の日程が決まっていないというか、まだ、たたき台ができていない状況でございますので、

事務局たたき台ができたり、あるいは先ほど最初の御発言にもございましたが、検討会で出した資料でございますとか、たたき台でございますとか、あるいは議事の簡単な概要的なものについて、各委員にお送りして、その中で御意見がある方は送っていただければ、また検討会でも、こういう御意見がありましてということを御紹介して反映していけるかなと。これは今思いついたことでございますけれども、具体的にはまた検討会の日程も決まりましたら、そういう形でファックスなり何なりで御連絡したいと思っております。

○米窪委員
よろしくお願いします。

○安田委員
データについてですけれども、2つ御質問させていただきます。1つは、共通理解のためにせよというデータが、幾つかの業種について、個人の世帯当たりでの支出額がどんどん減り少なくなっているというデータがございまして、業界の厳しさを反映しているものだと思います。この1世帯当たりは何を基礎として算出しているのか。私がちょっと不勉強でわからないので、もしわかれば教えてください。これが1点です。
もう1点につきましては、16ページの資料の存続・新設・廃業別の事業所数という資料があるのですが、これは個別の業界をこれから1つ1つ審議させていただくについて、非常に重要なデータだと私は思うのですが、現在のところ、規模別の存続数、新設数、廃業数が出ていないで、全体の数字だけになっております。これが先ほどの状況が全てマクロに統合されているデータですので、できれば、これはそれぞれの業界ごと適切な規模で区切られて、大規模なところが生き残っているのか、個人から法人入りされたような企業が残っているのかというところが、生き残っているのか、個人から法人入りが資料をいただくと、どのあたりが本当にサバイバルで苦労しているのか、という形で検討会で、我々が目配りするべきなのかが、より鮮明に見えるような気がしますので、そのデータあたりがもし可能でしたらよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○井原分科会長
規模別はあるはずですよ。

○皆尾補佐
事業所・企業統計調査報告、これは精査してみますので、実際、この廃業率が直接規模別で結びついていっているかどうかというのは、今のところは、調べてみないとちょっとわからないのですけれども。

○芝田課長
あれば、いずれにしろ出してみたいと思います。

○井原分科会長
ちょっと私も確答できませんけれども、事業所・企業統計調査のデザインをやったときに関わっていたのですが、取れそうな気がするのですけれども。

○芝田課長
8ページにありますように、規模別の事業者数というのはありますし、ここに廃業数はあるのですけれども、それをうまくクロスできるのかどうかということかと思えます。

○皆尾補佐
世帯につきましても、今ここでは・・・私どもの調査ではございませんので、資料を調べてみないとわかりませんので、今度の検討会までには御報告させていただくということ。

○芝田課長
そういう形でその結果も送らせていただきます。

○井原分科会長
これは家計調査でしょう。

○皆尾補佐
済みません、家計調査のほうでございます。

○井原分科会長
それだけですよね。

○皆尾補佐
そうでございます。

○井原分科会長
あとは何かございますでしょうか。
ただいまの審議以外のことで何かございますれば、今日おっしゃっていただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。
それでは、あと御意見等がないようでございますので、これで議事を終了させていただきたいと思いますが、事務局から何かございますでしょうか。

○芝田課長
いろいろ委員の方からもお話がございましたように、検討会という形をとらせていただきますけれども、できる限り情報を伝達して、また御意見を吸い上げるような形に

したいと思います。今回の５業種は、そういう意味で御関心の深い業種も多いかと思いますが、いろいろ御意見があれば、検討会前でも、こういうところが気になっているというようなことがございましたら、たたき台のあれにもなりますので、それはいつでも結構でございます。今月中にでも、もし何かお気づきの点があれば、遠慮なく・・・。ファックス番号は後で紙でこちらからファックスして、例えば様式もそろえたほうがいいでしょうから、送らせていただきます。どうも済みません。

○井元委員

事務局にお尋ねしますが、理美容というのは大体頭をやるのだから、同じようなものの考え方で指針をつくるというか、そういう感覚を持っていらないでしょうか。理は理、美は美とはっきり割り切っておられますか。同じ頭をやるのだから、理美容というのは１つのセットみたいなものだというようなことなのか。それとも、それは全然違うということなのか。その辺がこれからの経営に非常に大事だと思うのです。その辺、事務局のほうのお考え方を聞きたい。

○芝田課長

同じ頭をあれするところではございますけれども、各業種でいろいろ問題点なり、あるいは、これからがンばっていこうとされる部分も違うようでございますし、また、いろいろなデータでも、やや違う傾向も示しているものもございますので、当初お話もありましたように、違うところは違うような形で、できる限りめり張りのついたものにさせていただければというふうに考えている次第でございます。

○井元委員

なぜ聞いたかといいますと、少なくとも散髪の場合は、結果としては整髪という考え方にはなるだろう。もう１つの美容のほうでは、少なくとも整髪ということには結果的にはならないですね。やはり美です。美の世界をやっている。髪の毛が長い、短い、それら等によって、でき上がる作品も違いますね。だから、その辺は整髪とか、同じ頭をやっているのだからというような考え方で考えていたら、これはやはり商売の繁栄では違ってくる。その辺を上手にやっていらないと、生き残っていくだろう。しかし、振興指針として示していくなら、思い切った理は理、美は美の方針というものをやはり出してあげなければいけないのと違うかなと思います。

○井原分科会長

私は全く違うものだと思います。
それでは、よろしゅうございますでしょうか。
それでは、これをもちまして、本日の厚生科学審議会の生活衛生適正化分科会を終了させていただきますと思います。どうもありがとうございました。